

# 被用者年金一元化法

平成28年2月

三宮年金事務所  
(兵庫県代表事務所)



# 目次

1. 目的	3 P
2. 制度の概要	
(1) 年金給付	4~17 P
(2) 適用・徴収	18~19 P
(3) ワンストップサービス	20~21 P
3. 年金相談窓口	22~27 P

## 《目 的》

平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保するため、厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金制度に統一することを目的としています。

施行日：平成27年10月1日

# 《制度の概要》

## 年金給付



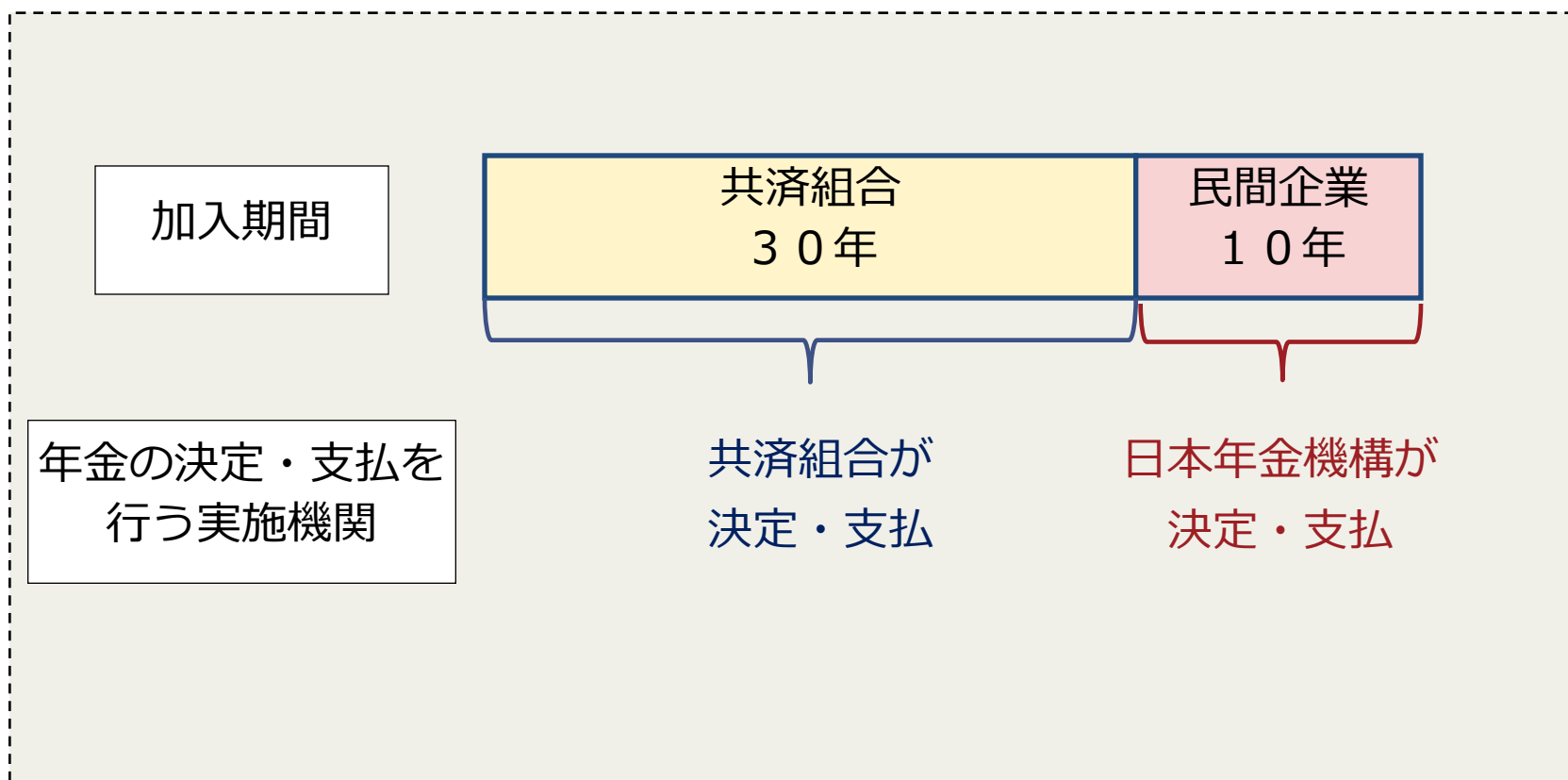
1. 公務員及び私学教職員も厚生年金に加入することとなり、2階部分の年金は厚生年金に統一されます。

2. **年金の決定**は、従来通り所管の実施機関（日本年金機構及び各共済組合等）で行われます。

3. **年金の支払い**は、従来通り厚生年金被保険者期間分については日本年金機構で行い、共済組合等加入期間分については各共済組合等で行われます。

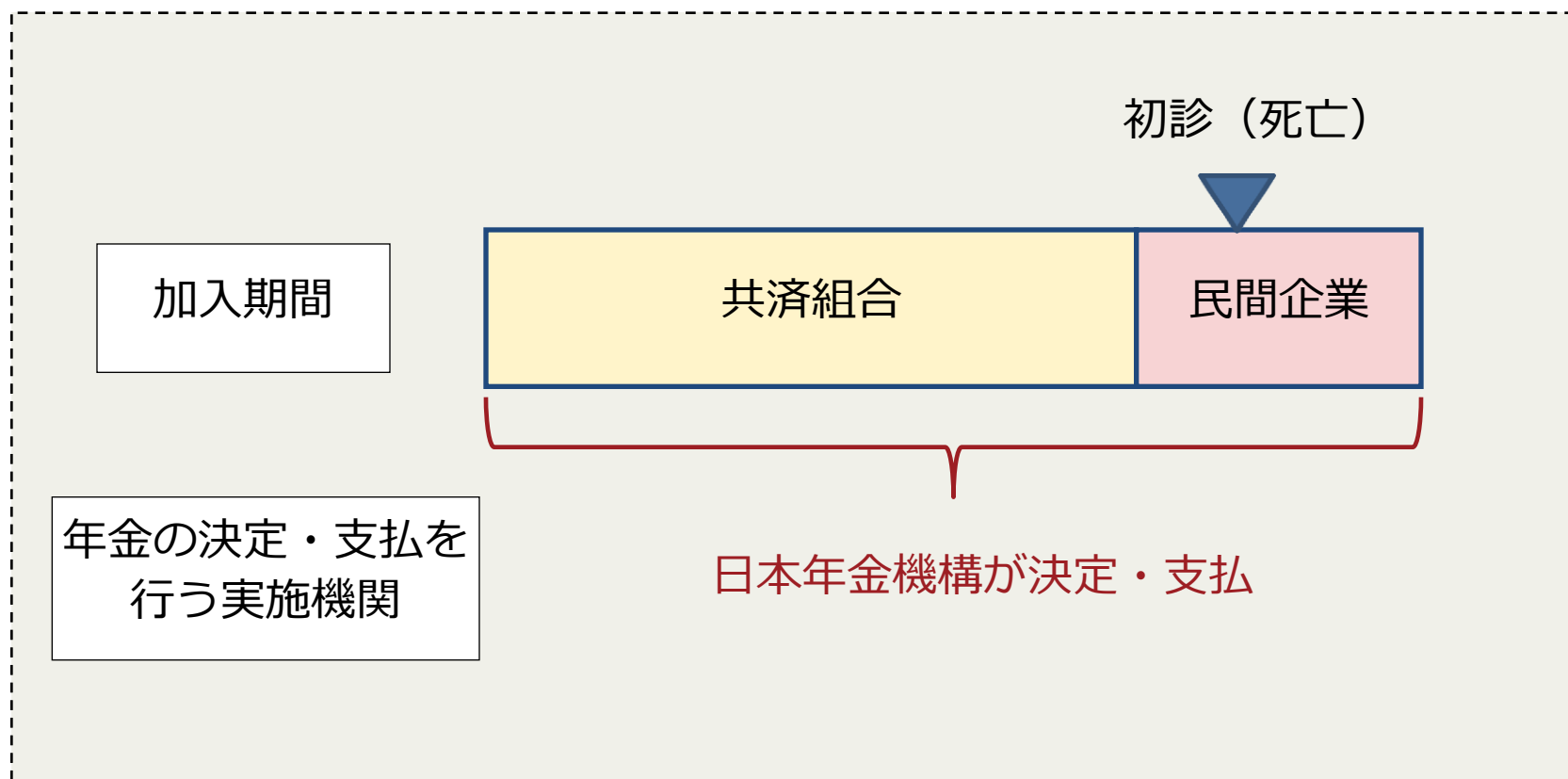
# 〔年金の決定・支払のイメージ その1〕

老齢厚生年金及び遺族厚生年金（長期要件：年金を受けている方が亡くなった場合等）は、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支払を行います。



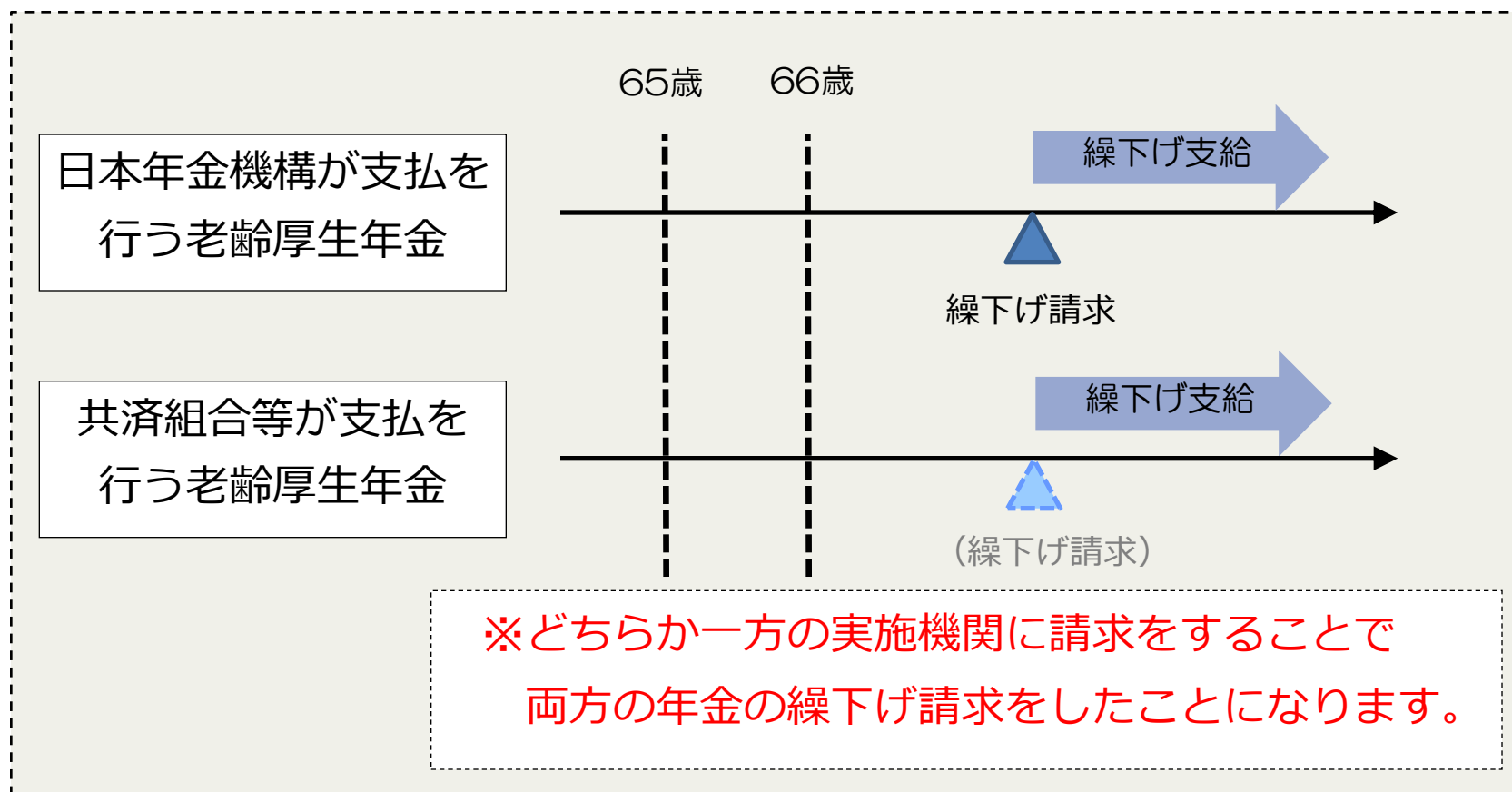
## 〔年金の決定・支払のイメージ その2〕

障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金（短期要件：被保険者が亡くなった場合等）は、初診日又は死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入分も含め年金額を計算し、決定・支払を行います。



## 〔年金の決定・支払のイメージ その3〕

複数の老齢厚生年金を受ける権利を有している方が、老齢厚生年金の繰下げ請求を行う場合は、すべての老齢厚生年金について同時に繰り下げることとなります。





4. 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消されます。

# 共済年金の制度を厚生年金の制度に揃える事項 1

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く)
②未支給年金の給付範囲	○死亡した方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹  (注)年金機能強化法の改正により、平成26年4月から甥姪など3親等内の親族に拡大	○遺族(死亡した方によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がないときは相続人  (注)旧三共済年金及び農林年金についても同様
③老齢厚生年金の在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金(※))が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止 ・65歳以降は(賃金+年金(※))が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止  ※厚生年金の加入期間分と共済年金の加入期間分を合算したうえで支給停止額を決定する	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 3階部分は支給停止。 私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は厚生年金と同様の方式  ○退職共済年金受給者が厚生年金被保険者となった場合 (賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

# 共済年金の制度を厚生年金の制度に揃える事項 2

	厚生年金	共済年金
④障害給付及び遺族給付の支給要件	<p>○保険料納付要件あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初診日(死亡日)の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要</li> <li>・上記に該当しない場合、初診日(死亡日)の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと</li> </ul>	<p>○保険料納付要件なし</p>
⑤障害年金の在職支給停止	<p>○障害年金の在職支給停止なし</p>	<p>○退職共済年金と同じ基準により在職支給停止</p>
⑥遺族年金の転給	<p>○先順位者が失権しても、次順位以下の方に支給されない</p>	<p>○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される</p>

# 厚生年金の制度を共済年金の制度に揃える事項 1

	改正後の厚生年金 (現行の共済年金制度とほぼ同様の内容)	← 現行の厚生年金
①被保険者期間の計算	○同月内に厚生年金の資格を取得した月にその資格を喪失し、国民年金の資格を取得したときは、厚生年金の資格をカウントしない(保険料は国民年金のみ負担し、厚生年金保険料は還付する)	○同月内に厚生年金の資格を取得した月にその資格を喪失し、国民年金の資格を取得したときは、厚生年金の資格をカウントする(保険料は厚生年金及び国民年金の両方を負担する)
②2月期の年金支払額への端数加算	○各期支払期における支払額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を2月期の支払額に加算して支払う ※合計額にさらに1円未満の端数が生じたときは切り捨てる ※2月期前に死亡した場合や支給停止により2月期に支払う額がないときは、端数の加算は行わない	○切り捨てた端数の加算は行わない
③資格喪失の改定(退職改定)	○退職した日から起算して1月を経過した日の属する月から年金額を改定する	○資格喪失した日から起算して1月を経過した日の属する月から年金額を改定する

# 厚生年金の制度を共済年金の制度に揃える事項 2

	改正後の厚生年金 (現行の共済年金制度とほぼ同様の内容)	← 現行の厚生年金
④国会議員又は地方議会議員の老齢厚生年金の在職支給停止	○老齢厚生年金の在職支給停止が適用される	○老齢厚生年金の在職支給停止の規定なし
⑤70歳以上の方の老齢厚生年金の在職支給停止	○すべての70歳以上の方について老齢厚生年金の在職支給停止が適用される	○70歳以上(昭和12年4月1日以前生まれ)の方は老齢厚生年金の在職支給停止の規定なし
⑥子に対する遺族厚生年金の支給停止	○配偶者が自ら遺族厚生年金の支給停止の申出を行った場合であっても、子に対する遺族厚生年金の全額を引き続き支給停止する	○配偶者が自ら遺族厚生年金の支給停止の申出を行った場合は、子に対する遺族厚生年金の全額を支給する

5. 年金額について、これまでの**百円単位**  
（50円未満切捨て50円以上切上げ）  
から**円単位**（50銭未満切捨て50銭  
以上切り上げ）に変更されます。



統一後、はじめて年金額が改定と  
なった時から変更されます。

6. 年金給付の受給資格要件の判定については、それぞれの実施機関が厚生年金被保険者期間と共済組合等加入期間を合算して行われます。



年金加入期間確認通知書の添付は原則不要となります。

## 7. 在職支給停止については・・・

- (1) 複数の実施機関から老齢厚生年金が支給されている場合、これらを合算した上で支給停止額を決定し、この支給停止額を各実施機関にかかる厚生年金の額に応じて按分した額がそれぞれ支給停止されます。
- (2) 国会議員及び地方議会議員についても、議員報酬額に応じて支給停止されます。



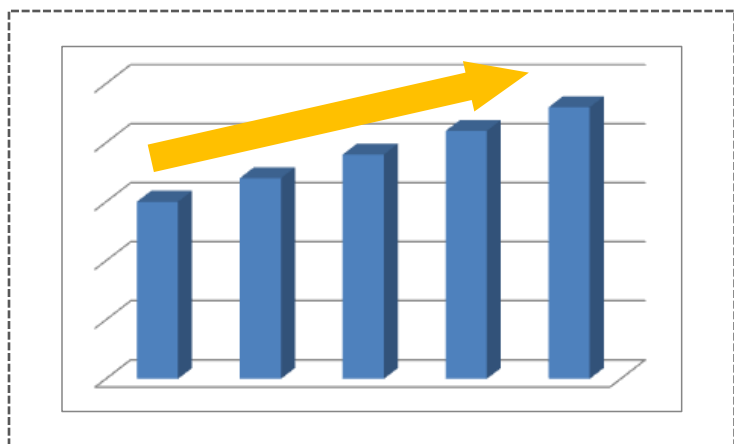
## 激変緩和措置

- (1) 在職支給停止額については、年金と賃金の合計額10%を上限とします。
- (2) 在職支給停止の結果、年金と賃金の合計額が35万円を下回らないこととします。

## 適用・徴収

1. 共済組合等の加入者（加入期間）は、厚生年金保険法による被保険者（被保険者期間）と位置づけられますが、記録の管理及び適用徴収業務については原則として従来どおりであり、役割分担及び業務内容に変更はありません。

2. 共済年金の1・2階部分の保険料を  
段階的に引き上げ、厚生年金の保険料率  
(上限18.3%)に統一されます。



《統一される時期》

公務員・・・平成30年

私学教職員・・・平成39年

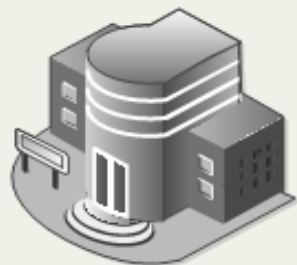
厚生年金は平成29年  
より18.3%

# ワンストップサービス

受給者等からの年金相談や届書の受付については、一部の届書（障害年金裁定請求書等）を除き、**すべての窓口**（日本年金機構及び各共済組合等）で対応します。届書については受付後、所管の実施機関に回付されます。

# ワンストップサービスのイメージ

年金事務所



共済組合等の  
本部・支部



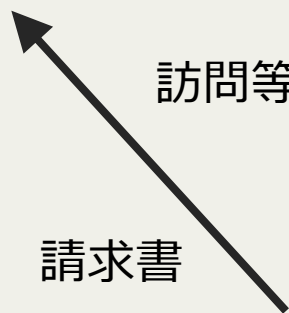
情報共有



情報共有



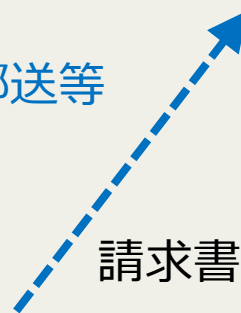
訪問等



請求書



郵送等



請求書



【日本年金機構】  
お近くの年金事務所で  
手続きできます。  
(郵送も可)

【共済組合等】  
書類を郵送して  
手続きできます。

いずれか一方の実施機関に提出

## 《年金相談窓口》

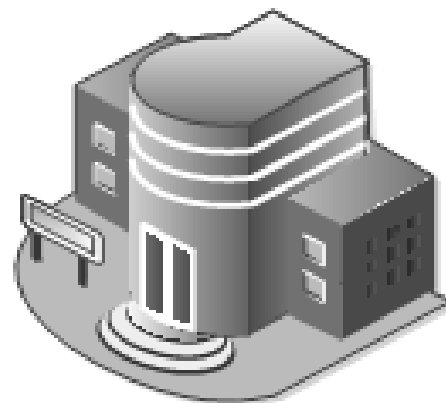
共済組合等の加入期間がある方で、統一後の厚生年金を受ける権利が発生する被保険者及び受給者の方については、共済組合等のほか、日本年金機構(年金事務所)の窓口においても年金相談を行うことができます。

(1) 日本年金機構(年金事務所)で相談を行うことができるのは、統一後の厚生年金に関するものに限ります。



統一前に権利が発生した退職共済年金などの共済年金に関する相談は行えません。

(2) 各共済組合等が管理する受給者記録及び被保険者記録について、年金事務所で行える照会の内容は次のとおりです。



年金事務所



## ①年金の受給資格の有無に関する照会

統一後の厚生年金を受ける権利が発生する方からの、年金を受けるために必要な資格期間に関する照会。

## ②受給者記録に関する照会

各共済組合等が支払いを行う統一後の厚生年金について、金額、年金額の変更理由、支払額等に関する照会。



年金額の決定、改定に至った経緯等を確認される場合は、決定・処分を行った各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

### ③被保険者記録に関する照会

各共済組合等の加入期間を有する方からの被保険者記録（加入期間や標準報酬月額等）に関する照会。



共済組合等で管理する加入期間の調査を依頼する場合や標準報酬月額等の決定に至った経緯を確認する場合は、各共済組合等に直接照会していただく必要があります。